

国会主権のラインカーネーション

—Brexit と最高裁判所ミラー判決—

柳 井 健 一

はじめに

2017年1月24日、イギリス憲法の本質にも関わりうる重要な最高裁判所判決が下された。後の時代になってから、この判決の意義は、イギリス憲法の生成と展開にとっての一大画期であったという位置づけがなされることになるかもしれない。その判決とは、イギリスのEUからの脱退（通称 Brexit：以下、ブレグジットと表記）の通告方法をめぐって争われた⁽¹⁾いわゆるミラー事件判決である。この判決の憲法上の論点は、イギリスがEUからの脱退の意思を通告するに際して、EU条約が求める「各国の憲法上の要請にしたがって」という条件を前提に考えた場合には、国会が何らかの形式的な承認を事前に与える必要があるのか、それとも大臣が自らの外交ないし条約制定に係る権限を行使することで単独で当該通告を行うことが認められているのかというものであった。⁽²⁾

(1) *R (Miller) v Secretary of State for Exiting the European Union* [2017] UKSC 5. 同判決は、11人の最高裁判所裁判官が全員揃って判断を下した初めての事件であった。

(2) なお、この判決では、北アイルランド高等法院で争われた *McCord's (Raymond) Application* [2016] NIQB 85 (28 October 2016) についての上訴も併せて審理された。この北アイルランドでの事件の争点は、脱退の通告をなすに先立って、北アイルランド等の分権議会の同意を必要とするか

周知のように、2016年6月23日、ブレグジットの是非を問うレファレンダム⁽³⁾＝国民投票が実施された。このレファレンダムは、2015年の総選挙に際しての保守党マニフェストの中でなされた公約⁽⁴⁾であった。もちろん、当時の首相デイビッド・キャメロンはEUへの残留を望んでいた。その目論見についてはおそらく衆目の一致するところであるが、このレファレンダムによって直接的にEU構成国としての地位を保持するための民主的正統性を調達し、党内のEU脱退派や英国独立党（UKIP）等を押さえ込むことで政権の安定化を図ることにあった。投票運動に際しては、党内世論の分裂によって保守、労働両党のみならず政府さえもが賛否についての明確な姿勢を示すことができず、党派横断的に形成された運動団体およびそれらに参与する政治家や著名人その他の個々人によって激しいキャンペーンが繰り広げられた。国家の行く末についての重大な政治的決断が求められているときに、主要政党が民意を導くあるいは取りまとめるための媒体としての機能を全く果たせなかったという事実は、代表民主政をその根幹とするイギリス憲法政治の本質そのものにとって非常に深刻な事態であり、その意味で興味深い検討課題ではあるが本稿はそのための場所ではない。⁽⁵⁾

投票結果は、僅差といえ離脱を是とするものであった。後に検討する

否かであったが、裁判官全員一致で、当該通告に先立って、スコットランド、ウェールズそして北アイルランドの分権議会の同意を求める必要はないとの結論が示された。本稿では、この論点についての検討は割愛する。この問題は、本稿が献呈される松井幸夫の永年にわたる研究テーマである。

(3) 当該レファレンダム実施のための根拠法として、2015年ヨーロッパ連合レファレンダム法（European Union Referendum Act 2015）が制定されている。

(4) The Conservative Party Manifesto 2015, *Strong Readership, A Clear Economic Plan A Brighter, More Secure Future*, pp. 72-73. 当該箇所、「我が党は2017年末までに残留か離脱かを問うレファレンダムを実施する、そしてその結果を尊重する」と述べられていた。

ミラー事件最高裁判所判決の分析からも明らかになるところではあるが、1973年の EC 加盟以来、イギリスの法制度は EC・EU 法制との関係を抜きにしてその運用や解釈をすることは不可能となっており、加えてとりわけ憲法分野においては原理論の観点からも従前の国会主権の原理を維持することができるのか否かについて議論は錯綜していた⁽⁶⁾。このような趨勢は、さらにヨーロッパ統合が進展するにともなって一層進んだ。そこに、このブレグジットの出来である。主要加盟国が EU を脱退するという前代未聞の事態がさまざまな問題を提起することとなるのは当然である⁽⁷⁾。イギリス憲法に関する問題関心としていえば直ちに、どのような手続で EU を脱退⁽⁸⁾するのか、脱退後の法制度の再構築をどのように行うのかが問題となる⁽⁹⁾。

(5) 投票率は72.21%、残留への賛成票48.11%、離脱への賛成票51.89%であった。

(6) この分野に関して日本で常に先駆的かつ精密な議論を展開してきたものとして参照されるべきは中村民雄による一連の研究である。中村民雄『イギリス憲法と EC 法 国会主権原則の凋落』（東京大学出版会、1993年）、同「EU 中のイギリス憲法—『国会主権の原則』をめぐる動きと残る重要課題—」早稲田法学87巻2号（2012年）325-357頁。

(7) ブレグジットがはらむ法的諸問題を含む広範な論点について概括的に検討したものとして、See, Michael Dougan (ed.), *The UK after Brexit: Legal and Policy Challenges* (Intersentia, 2017).

(8) 中村民雄「EU 脱退の法的諸問題—Brexit を素材として—」福田耕治編『EU の連帯とリスクガバナンス』（成文堂、2016年）103-122頁。また、レファレンダムによるブレグジット決定について同「イギリスの EU 脱退 国民投票と法」法律時報88巻11号（2016年）1-3頁。脱退決定後の問題について検討するものとして、同「イギリスの EU 脱退 (Brexit) の法的諸問題：脱退決定から通知まで」比較法学50巻3号（2017年）1-39頁、同「変容する未完の憲法—イギリスの EU 加盟と脱退—」レヴァイアサン60号（2017年）100-107頁を参照。

(9) ヨーロッパ準拠で進められてきた人権保障制度をどうするのか、といった憲法問題が今後惹起することであろう。前記2015年の保守党マニフェストでは、ブレア労働党政権によって制定された1988年人権法を廃止し、独

このような状況の中、既述の通り、レファレンダムで示された民意に従った EU からの脱退を、どのような手続により通告することがイギリス憲法上の要件であるのかが問題となった。より、具体的に憲法上の原理との関係で言い換えれば、国会主権と国王大権という各概念と相互関係および数十年にわたる EU 加盟国としての国内法の変容状況などの絡み合いをめぐる諸問題が、重要な憲法論としてこの裁判では争われた。以下、本稿では、ミラー事件として略称される当該訴訟の過程において論じられた EU 脱退に関わる憲法理論を、最高裁判所によって示された判決に即しながら整理、検討する。同事件では、最終的に問題の本質が、イギリス憲法上の最重要原理である国会主権の原理と外交上の作用を専管する国王大権（の行使者としての国务大臣）との関係として論じられ、それとの関係で EU 構成国としてイギリスが被ってきた法的変容の状況が如何なるものであったのかが示された。

そこで、以下の検討に際しては、これら 2 つの重要な憲法原理が裁判に際してどのように位置づけられ、結論を導いたかを紹介しながら、EC ないし EU への加盟がイギリス憲法にとって何だったのかを論じることとする。

1. ミラー事件女王座部判決

上記の憲法上の論点について最初の判断を示したのは高等法院女王座部⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾であった。まずは同判決について紹介しながら、事件の制度的背景とイギ

自の権利章典を導入することを主張していた。同法は、もちろんヨーロッパ人権条約を国内法化したものである。

(10) *R (Miller and Dos Santos) v Secretary of State for Exiting the EU* [2016] EWHC 2768 (Admin).

(11) 同高等法院判決についての検討として、キース・ユーイング（元山健＝柳井健一 共訳）「ブレグジットの憲法理論—イギリス高等法院ミラー

リス憲法に関わる論点とを示すこととしたい。判決文によれば、「本判決に関わる唯一の争点は、連合王国の憲法上、その当時の執行府を通じて活動する王冠が、EU 条約第50条に規定されたヨーロッパ連合構成国としての地位からの脱退の通告をするために国王大権を行使できるか否かというものである⁽¹²⁾」。

因みに、EU 条約 (Treaty on European Union) 第50条は、⁽¹³⁾「1 項 全ての構成国は、自国の憲法が定める諸要件に従って連合を脱退することができる」。「2 項 脱退を決定する構成国は、欧州理事会にその意思を通告するものとする」。そして、「3 項 脱退についての協定が発効する日から、もしくは〔協定が〕不調に終わった場合には2 項に定める通告の2 年後に〔ヨーロッパ連合に関する〕諸条約の適用が停止される」としている。

原告側は、本件における主張の根拠として、イギリス憲法上、法的に与えられた諸権利が国王大権によって剥奪されないし消滅させられることは許されないという点を論拠として主張していた。上記条約50条に規定されているように、脱退の通告がなされた場合には交渉期間の延長のない限り、最長2 年後にはEU 法の下で保障された個人の諸権利は消滅することとなるからである。これに対して被告であるEU 脱退担当大臣は、外交上の事柄については王冠の権限を行使する政府が専管的に決定できる旨の反論を行っていた。

高等法院は同判決において、この問題については「⁽¹⁴⁾純粹に法的な見地からの問題」の検討を行うものと述べている。そして、憲法上の諸原理と

判決を契機として」法律時報89巻3号86-91頁（2017年）参照。

(12) *Miller and Dos Santos*, op.cit. n. 10 at [4]. 以下、[] は判決文中のパラグラフ番号。

(13) 同条約は、2008年ヨーロッパ連合（改正）法（European Union (Amendment) Act 2008）によってイギリス国内法化されている。

(14) *Miller and Dos Santos*, op.cit. n. 10 at [5].

わけ国会主権および国王大権の両概念について確認をした後、イギリス法上 EU 法の国内法化について最重要法律である1972年ヨーロッパ共同体法 (European Communities Act 1972. 以下、1972年法と略記する。なお、同法はその後、漸次改正を受けている) 等について詳細な検討を加えた後、国会主権と国王大権という2つの憲法原理に依拠しつつ、論点を2つに整理した。第1の論点は、政府は外交大権の行使によって条約第50条が規定する脱退のための交渉に着手できるか否かである。この点について判決は以下のように述べている。

「王冠は、通常の状態に際して、条約を制定するもしくは制定しないという権限を用いて国内法を変更することはできない。〔中略〕国会の介在なしに、王冠が個人に権利を付与したり、個人の権利を剥奪したりすることはできないのである⁽¹⁵⁾。そして、この点は外交に関わる文脈での国会主権原理の現れであり、⁽¹⁶⁾「王冠はその大権上の権限を行使にすることによっては国法を変更できないという重大な憲法原理は、連合王国のとりわけ強固な憲法的伝統の産物である」⁽¹⁷⁾、と指摘する。

そうすると、第2の論点として政府が条約50条を発動するための制定法上の根拠が存在するのかが問題となることになる。この点については、以下の通りである。「1972年法によってもたらされた広範かつ深遠な国内法上の変更について、国会がその継続性を国王大権の行使を通じて王冠に委ねたとは到底考えられない⁽¹⁸⁾」。また、「国際関係に係る行為は国王大権を行使する王冠の管轄事項であるとの憲法上の理解に対しては、強固に確立された限界がある。〔中略〕本件のように国際関係についての国王大

(15) *Ibid.* at [32].

(16) *Ibid.* at [86].

(17) *Ibid.* at [88].

(18) *Ibid.* at [87].

権の行使が国内法に重大な変更をもたらす場合には、国際関係についての
国王大権は重大な制約を受ける⁽¹⁹⁾」。そして、「国会が EU 由来の諸権利が国内
法上の効力を有するべきことを意図したのだとしたら、このような効力
は大権上の権限を行使する王冠の行為によって無効とされたり、覆されたり
することはできない⁽²⁰⁾」。したがって、「逐次検討した諸理由から、〔EU
脱退担当〕 国務大臣は、EU 条約第50条にしたがって連合王国がヨーロッ
パ連合から脱退するための通告を国王大権の行使により行う権限を有して
いないと当裁判所は判断する⁽²¹⁾」。

以上の引用からもわかるように、第一審高等法院の判断の根拠となった
のは、EU からの脱退が必然的に EU 法上の諸権利や諸義務の変動をとも
なう以上、それは国王大権のなしうるところではなく国会による承認が必要
となるとの判断であった。敗訴した被告側の上訴によって事件は最高裁
判所へと移され、改めてプレグジットにともなう憲法問題が論じられ、第
一審よりもさらにスケールの大きい憲法論が展開されることとなった。

2. ミラー事件最高裁判決

あらためて確認しておく、この事件において最高裁が直面する問題は、
EU を脱退するための手続が開始されるに先立ち、連合王国の国内法上必
要とされる「自国の憲法が定める諸要件」に適う手段に関するものである。
そして具体的に論点となるのは、脱退の正式な通告が大臣によって合法的
に行われる前に、国会の両院を通過し女王による裁可を受けた立法が必要
となるのか否かであるとされる⁽²²⁾。それを踏まえて、ミラー事件最高裁判決

(19) *Ibid.* at [89].

(20) *Ibid.* at [94].

(21) *Ibid.* at [111].

(22) *Miller*, op.cit. n. 1 at [2].

について、⁽²³⁾ 法廷意見を見ていこう。

まず、この問題を考えるに際しては連合王国の憲法的仕組 (constitutional arrangement) が有する 2 つの特徴に照らして判断されなければならない。すなわち、第 1 に大臣は、一般的に国会に頼ることなく条約に加盟 (enter into) し、あるいは終結 (terminate) する権限を保有しているという命題である。第 2 に大臣は制定法すなわち国会制定法による授権が存在している場合を除いて、その結果が連合王国の国内法の変更をもたらすような権限の行使を認められていないという原則である。⁽²⁴⁾ 前者は国王大権を根拠とし、後者は国会主権をそれぞれの原理的根拠としている。EU からの脱退が外交事項であることはおそらく明白である一方で、EU 法体系が構成各国の法体系と渾然一体化し続けていることは周知の事実である。それゆえ、脱退の結果として従前保障されていた様々な権利が消滅することも当然の理である。⁽²⁵⁾ そうであるならば、理論的な観点から見た場合、い

(23) 法廷意見を構成したのは、Lord Neuberger, Lady Hale, Lord Mance, Lord Kerr, Lord Clarke, Lord Wilson, Lord Sumption, Lord Hodge の 8 名の裁判官であり、反対意見の立場を示したのが、Lord Reed, Lord Carnwath, Lord Hughes の 3 名である。

(24) *Miller*, op.cit. n. 1 at [5]. 既述の通り、この事件では、被告である EU 脱退相は第 1 の原則を根拠に EU から脱退する自己の権限を主張し、原告は第 2 の原則を理由に国会の承認なしに大臣が脱退の通告を行い得ないと主張している。最高裁も高等法院と同様に、事件を解決するための中心的な憲法原理の理解の点では共通している。

(25) *Ibid*, at [69-73] は、*Miller and Dos Santos*, op.cit. n. 9 での整理を確認しつつ、かくして喪失せしめられる諸権利について 3 類型に整理している。

(1) イギリス法上再生されうる権利、例えば、雇用保護などの利益である。
(2) 連合王国市民が他の構成国で享受しうる EU 法から派生する権利、これは構成国間で互恵的に、つまり他国の法によって認められるもので本件とはほとんど関係がないとしている。そして (3) イギリス法上再生されない EU 諸制度へ参加する権利である。代表的なものがヨーロッパ議会

ずれの立場もそれなりに立論としては成立しうることになる。些か筆が走ることにはなるが、結局結論を導いた要点は、EU ないしそれに先行するヨーロッパ諸機関にイギリスが構成国として加わったことに、憲法上どのような含意があったかという点についての理解であった。

2-1. 問題の文脈

法廷意見は、まず1971年以降の連合王国における当時の EEC および関連するヨーロッパ諸機関への加盟交渉時を始点とし2016年に至るまでの期間の経緯について検討することから議論を開始する。1972年1月22日に、1973年1月1日よりローマ条約に従って EEC 加盟国になるとの合意条約に署名した後に、1972年10月17日に1972年法への国王裁可が行われ、翌18日に合意条約が批准された⁽²⁶⁾。その後、2007年12月13日に署名され、2009年12月1日に発効したリスボン条約により脱退のための規定が EU 条約に50条を追加するかたちで規定された⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾。その後、ヨーロッパ統合の進展に伴うその権限拡大については、国会制定法やレファレンダムによる国内での承認を求める法律が登場してくることなども確認される⁽²⁹⁾。

大臣側が国王大権による脱退通告が認められるべきこと、ならびに脱退に際しては数十年にわたって進展してきたヨーロッパ統合へのコミットを

への参政権である。

(26) *Miller*, op.cit. n. 1 at [13-15]. さらに、法廷意見は [16-22] において 1972年法の内容について検討した後、1975年レファレンダム法 (Referendum Act 1975) により同年6月5日実施の投票で過半数が残留を望んだことについても確認している。

(27) *Ibid.* at [25].

(28) なお、2008年ヨーロッパ連合 (修正) 法 (the European Union (Amendment) Act 2008) の効力により1972年法の下で、この第50条の規定を含めて EU 条約や EU 機能条約が国内法化されている。

(29) *Miller*, op.cit. n. 1. at [27-30].

清算するための大廃止法案 (Great Repeal Bill) の制定が不可避である以上、⁽³⁰⁾ 国会の関与が必然的に確保されること等を理由に脱退通告を行う権限を主張していることに対しては、⁽³¹⁾ 憲法的観点からのアプローチによる問題の解決が必要となるとして、いよいよ具体的な憲法論の検討が開始されることになる。

2-2. 国会主権 vs 国王大権

法廷意見によれば、イギリス憲法の特質として、それが通常のように高次の法的効力を有する憲法典をもたず、制定法や歴史的出来事、慣習、学説そして判決などの積み重ねによって長期にわたって形成されてきたものであること、そしてそのようなイギリス憲法は、ダイシーの言葉を引用しながら「現存する最も柔軟な政体」であることが述べられる。⁽³²⁾ そして以下のように指摘する。「法は制定法により、または制定法の下で形成されてきたが、永らく法が裁判官たち自身によって定められ、発展させられてきた分野がある。それはコモン・ローである。しかしながら、それは裁判官たちに開かれていたのではなく、制定法によりまたは制定法の下で、すなわち国会制定法によって定められた法に一致するような方法でコモン・ローは適用され、発展してきたのであった」。⁽³³⁾ その上で、国会が「いかなる法をも作り、または廃止する権利をもつこと、さらに、いかなる人間も機関

(30) 現在、European Union (Withdrawal) Bill 2017-19として国会で審議中である。イギリス国会のウェブサイトが今後の予定を含めて、当該法案の審議過程を詳細に紹介している。See, <https://services.parliament.uk/bills/2017-19/europeanunionwithdrawal.html> (2018年5月1日最終閲覧)。

(31) *Miller*, op.cit, n. 1 at [34].

(32) *Ibid.* at [40]. 引用箇所訳出に際しては、A・V・ダイシー著伊藤正己・田島裕訳『憲法序説』(学陽書房、1983年)に従った。

(33) *Ibid.* at [42].

も、イギリス法によって、国会の立法をくつがえしたり、排除したりする権利をもつとは認められていないこと」というダイシーの国会主権についての定義を、⁽³⁴⁾ 連合王国の根本的な憲法原理の内容として確認している。

他方、国王大権については、HWR ウェイドの概説書での説明を借りて⁽³⁵⁾、「残余の大権は、現在、国会の召集や解散、戦争や和平の宣言、いくつかの局面での軍隊の規律、一定の植民地領の統治、(臣民の諸権利には影響しえない) 条約の起草、栄典の授与などに限定されている。行政的種類の国内的に激烈な権限は、戦時に敵性外国人を拘禁する権限であり、⁽³⁶⁾ 「制定法によっては取り扱われない事案にのみ適用しうる」ものであるとの説明がなされている。この点で、ウェイドに拠りつつ、国王大権は「制定法によって代位、廃止されたり、制定法によるのと同等の権限によって付与、規制されたりしている」のであって⁽³⁷⁾、外交や戦争については現在でも国王大権に係る重要な権限である、⁽³⁸⁾ 等の指摘がなされている。

そして、第1次立法が認めない限り、国王大権が制定法やコモン・ローを変更することを大臣に許すことはないというのが連合王国の憲法の基本原理であること、そして大臣による大権上の権限行使は、裁判所が定めたコモン・ロー、国会が制定した制定法いずれとも整合しなければならないことが確認される。⁽³⁹⁾

他方、大権の行使が国内法を変更できないという事実は、その行使が常に国内的帰結をもたらさないということを意味するものではない。たと

(34) *Ibid.* at [43].

(35) 引用されているのは、H W R Wade, *Administrative Law* (Clarendon Press, 1963) p. 13 である。

(36) *Miller*, op.cit, n. 1 at [47].

(37) *Ibid.* at [48].

(38) *Ibid.* at [49].

(39) *Ibid.* at [50].

えば、第1の類型としては、公務員の勤務条件の変更のような、他者の法的権利義務に影響を及ぼすことや、戦時に国防のために財産を破却することなどがありうる。「これらの場合の大権の行使は個人の諸権利に影響をもたらすが、重要な点は法を変更するわけではないことである」⁽⁴⁰⁾。

第2の類型は、大権の行使の効果として、法が適用されることの諸事実を変更する事例から構成される。たとえば、宣戦布告により、それまで合法的だった行為が反逆罪となったり、敵性外国人となった者の財産が没収されたりというよう場合がある。「これらの場合は、〔大権の〕行使が法を創造したり、変更したりしたのではなく、単に適用の範囲を変更したのである」⁽⁴¹⁾、との説明が行われている。

そして、大臣が国王大権を行使する最も重大な領域は、今回問題となっている条約のような連合王国の外交に関する行為であるとの認識が示されている。条約の終結や脱退に関して、当該権限についての先例 (case law) は殆ど存在しないとのことであるが、論理および実践的必要性に鑑みて、これらが条約作成大権の一部であることは間違いなく確認されている⁽⁴²⁾。当該権限の行使は第一次立法によって課されるあらゆる制限を受けなければならないという制約が存在するが、他方で以下のような特質を有するという。まず、一般的なルールとして条約を作成するないし作成しない権限は立法の授権なしに行使可能であることである。次に当該権限の行使は裁判所の審査に服さないことである。そして最後にこのような原理は二元主義と呼ばれる理論に基づく、との説明が行われている。二元主義とは、言うまでもなく国際法と国内法は各々別の領域で作用するという命題である。条約を作成する大権的権限は、以下の2つの相関する命題に依拠して

(40) *Ibid.* at [52].

(41) *Ibid.* at [53].

(42) *Ibid.* at [54].

いる。第1は、主権国家間の条約は国際法上の効力を有し、いかなる国家の国内法によっても規律されない、というものである。第2の命題は、条約は国際法上連合王国を拘束するが、条約は連合王国法の一部ではなく、国内法上いかなる法的権利や義務をも発さない⁽⁴³⁾、というものである。

これら2つの命題を根拠として、条約を作成するないし作成しないという大権の権限の行使が、大臣は連合王国の国内法を変更できないという規範と合致することとなる。条約は国内法ではないという事実は王冠の条約制定権のコロラリーである⁽⁴⁴⁾。つまり、二元主義制度は国会主権の必然的帰結であるといえる。換言すれば、大臣ではなく国会を保護するために二元主義は存在しているということになる⁽⁴⁵⁾、というのが判決の説明である。

2-3. 1972年ヨーロッパ共同体法

以上、国会主権および国王大権、そして本事件での議論の交錯点となると思われる二元主義等の諸概念についての一般的観点からの説明を踏まえて、判決は1972年法の分析へと進んでいく。おそらく、本判決の一番の見せ場となる部分である。引用ばかりが続くこととなるが、ご容赦の上、読み進めて頂きたい。

最高裁判所は、1972年制定の同法が有する法的特質を以下のように説明する。同法が条約を国内法化するについては、以下のような法的状況が出来た。すなわち、「同法は動態的なプロセスを定め、それによって更なる一次立法によることなく（および場合によっては更なる国内立法さえなしに）、EU法が連合王国法の法源となるばかりでなく、制定法を含む連合王国の法の全ての法源に実際には優越することになった⁽⁴⁶⁾」。このよう

(43) *Ibid.* at [55].

(44) *Ibid.* at [56].

(45) *Ibid.*

な制度は憲法的には前例がなく、そのことを明確にしたのがいわゆるファクタテム判決であるとされる。⁽⁴⁷⁾そして、このような事態については、従来から縷々繰り返されてきた説明がなされている。「このような先例のない事態は、もちろん国会主権の原則とは首尾一貫しており、国会が望む限りにおいて存続するものである。1972年法は他の制定法と同様に廃止されうるからである。このような理由で、連合王国法の基礎をなすいわゆる根本的な承認のルール（すなわち、当該ルールを参照することで他の全てのルールが有効となるような根本的なルール）が1972年法によって変更されたあるいは1972年法の廃止により変更されるという立場を受け容れることはできない⁽⁴⁸⁾」。

そして、「EU法が連合王国で適用される場合、それに直接的に関連する源泉はEU諸制度である。EUの立法諸制度は、連合王国の制度によるいかなる承認もなしに、その時々で国内的に適用される法の諸ルールを創設したり、廃止したりすることができる」。「EU法はその自動的ないし優先的な効力を、1972年法のみによって、それゆえ同法が効力を有する期間のみ享受しているというのが事実である。この点は、国会がこれまでも主権的であり続けているという事実を明快に反映するものである。国会の是認なくして新たな法源が出現しうることはない」。しかしながら他方で、「1972年法が有効であり続ける限り、EU諸条約、EU立法そしてこれらについてなされた欧州裁判所の解釈が、連合王国における直接的な法源であることを否定するのは現実的でないであろう⁽⁴⁹⁾」。

(46) *Ibid.* at [60].

(47) *R v Secretary of State for Transport, Ex p Factortame Ltd (No. 2)* [1991] 1 AC 603 and (*No. 5*) [2000] 1 AC 524.

(48) *Miller*, op.cit, n. 1 at [60].

(49) *Ibid.* at [61].

かくして、1972年法に関する最高裁判所による総括は次のようなものとなる。「本件に関連して、1972年法は以下の2つの事柄をなした。第1に、EU法に由来する諸権利、諸義務そして諸規則が連合王国において国内法として適用されるべきものとされた。第2に、連合王国において立法のための新たな憲法のプロセスをもたらした。これら2つは緊密に関連しているが、法的小よび概念的には別物である。1972年法の結果としてわが国に導入された諸権利、諸義務および諸ルールの内容は、もっぱらEU法に関わる問題である。しかしながら、連合王国の法が制定される憲法のプロセスは専ら国内法に関する問題である⁽⁵⁰⁾」。具体的には「1972年法の下で、EU法は連合王国法の一部として、以下の3通りのうちのいずれかの方法で効力を有する。第1に1972年法2(1)条によって〔中略〕、第2に同条による直接効としてEU規則がEU機能条約28条によって、第3に同2(2)条による委任立法として⁽⁵¹⁾」である。

法廷意見の見解としては、1972年法がEU法に効力を与えているとはいえ、同法そのものが当該法源となっている訳ではない。1972年法はそれを通じてEU法が連合王国内に流入するための「導管」(conduit pipe)のようなものである。そして、1972年法が有効である限り、同法の効力がEU法をして独立かつ優先的な国内法源とせしめるのであるという⁽⁵²⁾。

このように、1972年法は憲法的性格を有している。従来(1973年以降)より、イギリス国内法上もEU法の優位は受け容れられてきた。「しかしながら、EU諸制度あるいはEU法の国内での憲法的位置づけを変更したのは、EU法と調和する(矛盾しない)という必要性に拘束されたからではない。そのような立法がなされた場合には、EU法が優越するというよ

(50) *Ibid.* at [62].

(51) *Ibid.* at [63].

(52) *Ibid.* at [65].

うな問題は生ぜず、当該法律が EU 法に違反するとしても、国内的効力を有するのである（そして、この点は1972年法が有効なままでも、有効でなくてもそうなるのである）。これは、連合王国の憲法的仕組の根本である国会主権の原理の賜物であって、当該原理の許容する限りにおいて EU 法が国内法上の地位を享受しうるのである。EU 法は、それゆえ、1972年法が適用され続ける限りにおいてのみ国内法上の地位を有するのであり、これは当然に国会のみが決しうる事柄である⁽⁵³⁾。

つまりは、本判決が示すところによれば、1972年法によって発生、継続していた法的状況とは、「通常は連合王国の憲法上の諸原理とは整合しない諸ルールが、1972法が有効な限りにおいて、1972年法および1972年合意条約の結果として、わが国の憲法的仕組の一部となっていた」というものである⁽⁵⁴⁾。

そうであるとして、このように EU 由来の諸ルールがイギリス国内法の一部となっていたとしても、同国が EU を脱退することにより、EU 条約上の義務を負わなくなることは当然である。「しかし、そうだからといって、国会の事前の承認なしに、大権の行為による連合王国の EU 条約からの脱退に基づく EU 法の廃止を1972年法が意図したり、同意したりしているという立場を支持することはできない。反対に、1972年法によって、現在の EU 条約の下での EU 構成国としての連合王国の地位は、それらの条約から将来的に大臣による大権の行使という手段で脱退することを不可能とするような方法で国会が保障し、実行したのだと当裁判所は考える⁽⁵⁵⁾」、という。

要するに、当然のことであるが、もしイギリスが EU 条約から脱退した

(53) *Ibid.* at [67].

(54) *Ibid.* at [68].

(55) *Ibid.* at [77].

場合には、EU 法はもはや同国の国内法源ではなくなるということである。この事実は、国会の事前の承認なしに、連合王国が EU 条約を脱退することを大臣がなしうるということについて国会が意図していたあるいは同意していたことを意味しない。新たな EU 立法からもたらされる EU 法の内容の多様性から帰結される国内法の変化と、EU からの連合王国の脱退によって帰結される国内法の変化とは決定的に異なる。前者は EU 法の変化が1972年法を通じて国内法にもち込まれるものである。後者は関連する憲法的組織体による単独の行為が、連合王国の憲法的仕組に根本的な変化をもたらすというものである⁽⁵⁶⁾。

ところで、各国の憲法の最も基本的な機能の1つは、当該国家における法源を特定することである。1972年法は、EU 法をまったく新しい、独立したそして優越的な国内法源とし、その解釈についてはヨーロッパ司法裁判所の判決に拘束力があるということ、事実上、定めていた⁽⁵⁷⁾。

2-4. 結論

この判決については、「EU 法について全く予想されていなかった大胆不敵な宣言を行った」ものとする評価がある⁽⁵⁸⁾。要するに、国会主権に代表される既存のイギリス憲法の諸原理とは矛盾する EU 法の諸原理すなわち直接的効力や各構成国の国内法への優越性などの諸ルールが独立した国内法源として持ち込まれたと判断したことが憲法上の新機軸であったことである。法廷意見の立論に際して、おそらく最も重要な判断要素として結論

(56) *Ibid.* at [78].

(57) *Ibid.* at [80].

(58) Jo Erick Khushal Mrekens, 'Mixed Messages in Bottles: the European Union, Devolution, and the Future of the Constitution', *MLR*, Vol. 80, No. 4 [2017] p. 685.

を支えているのがこのような1972年法の法的特質についての理解であったといえる。

そうであるとすれば、そこで問題となるのは1972年法の法的効果を消滅させること、より一般的に換言すれば「EU から脱退することの憲法上の含意」⁽⁵⁹⁾である。法廷意見によれば、EU からの脱退は1972年法によって初めて EU 法が国内法に組み入れられたときと同様にイギリスにとっては重要な憲法上の変化をもたらす。もし脱退の通告がなされれば、既述の通り、国会が1972年法を廃止するか否かに関わりなく、当該変化が生じることとなるのである。このような連合王国の憲法的仕組についての甚大な変化が、大臣の決定や大臣のみによる行為によってもたらされることは、連合王国憲法の永きにわたる根本的な原理と整合しないというのが法廷意見の立場である。⁽⁶⁰⁾

1972年法により国会が保障し、実行したのは、連合王国の EU 構成国と

(59) *Miller*, op.cit, n. 1 at [81].

(60) *Ibid.* 因みに、EEC への加盟に際しての国会答弁で当時の法務次官は以下のように述べていた。「徹頭徹尾、条約締結権は王冠、すなわち、大臣の助言に基づき行為する女王陛下に属する。外交活動における国王大権の力があればこそ、政府は国際的協定を発議し、署名し、批准できるのである。憲法上は、王冠がこれらの外交権を行使するに先んじて、いかなる国会の権限も必要とはされない。その他の憲法的原則も等しく重要である。それによれば、これらの国王大権、つまり条約締結権があるからといって、王冠にはこの条約を履行するために連合王国の国内法を変更する権限はないのである。国内での施行—この点こそが重要なのであって、ここでは、庶民院は完全に〔その権限を〕再保障されう—は、条約の制定や締結とは根本的に異なる。条約が国内法の変更を含む場合、王冠に新たな権能を付与する場合、または新たに財政的手義務を負う約束の場合には、条約の目的を実現するには、それに先立ち、国会が適切な立法の形式によってこれを承認することが不可欠である」；*H C Debs*, 20 January 1972, cols 793-4.

しての将来的地位であり、国内的には、これが始点とされた。問題となるのは、国会によって画された始点が、国会による明確な承認を受けずに、政府の決定によって破棄されうるのか否か、もしくは破棄されうると意図されていたのか否かという点であると法廷意見は考える。連合王国の憲法的仕組についての重大な変更が大臣のみによって行い得るということに、最高裁判所は賛成することはできないという。このような憲法の根幹に関わる重大な変更は、連合王国憲法が認める唯一の方法すなわち国会による立法によって実行されなければならないのであって、この事件の論点に関する憲法上の基本概念を普通に適用すれば、上記のような立場すなわち主権的国会の関与が当然に必要なとの結論に至る。⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾

全面的に国際的な地平において作用する条約を作成するもしくはしないという国王大権は、少なくとも EU 諸条約との関係では、適切な制定法的形式をとった国内的な承認なしには行使されえない。1972年法の規定の中に EU 諸条約からの離脱についての大権上の権限を排除する旨の文言が存在していないことを自己の権限の根拠とすることができるのは大臣ではない。EU 諸条約に関して法律が明確に大臣の権限を創設していない限り、そのようなものは存在しないというのが当該事態についての適切な分析である。⁽⁶³⁾との指摘が続く。

法廷意見は、このような判断の根拠を憲法原理という観点からも説明している。すなわち1972年法に従って施行される EU 諸条約は、その立法적および憲法的影響の点で歴史上比類のないものであったし、今なお独特で

(61) *Miller*, op.cit, n. 1 at [82].

(62) 原審判決が、国内法上の権利を大権が奪うことはできないという点を判決理由としていたのに対して、最高裁判所は国内法上の法源の消滅という根本的な法の変動を理由としている点が重要である。なお、法廷意見は、原審の判決理由も結論を正当化しうるものと述べている。*Ibid.* at [83].

(63) *Ibid.* at [86].

ある。1972年に連合王国史上初めて、動的で国際的な法源が、確立し存在していた国内法源に「移植」され、それに優越したのである。この比類のない歴史と国会主権という憲法原理に鑑みれば、国会と裁判所という2当事者が、大臣という憲法的にはその作用において劣後するパートナーに対して、憲法的作用の点で優位に立つパートナーである国会の公式かつ適切な承認を受けずに、後になってから上記のような法的「移植」を除去することができるとの意図を有していたなどということは全くありえないと思われるというのが法廷意見の弁である。⁽⁶⁴⁾

他方で、立法府としての国会は不可避免的にEU条約からの脱退に関与せざるをえないのであるから、大権により通告がされたとしても問題ないという「実践的にはわかりやすい主張」もありうるのかもしれない。⁽⁶⁵⁾ だが、銃の引き金を引くことに例えられるEUからの脱退の通告であるが、この比喩になぞらえると大権の作用による当該通告の実施は、本来国会が引き金を引くべきところをそれ以前に勝手に銃弾が発射されることになるという法廷意見は指摘しているし、原理的には「EUからの脱退がもたらす重大な憲法上の変動」のゆえに当該手続に際しては「それに先立つ国会の承認という憲法上の作法」が必要となるというのがその判断である。⁽⁶⁷⁾

「それゆえ、1972年法の文言および効果に照らして、さらにその後の立法および出来事に従って、脱退の通告を行うについて大臣が大権に訴えることはできない。大臣は当該手続に着手するに先立って第一次立法による授權を受けなければならない」、というのが法廷意見の示した結論であ

(64) *Ibid.* at [90].

(65) *Ibid.* at [100].

(66) *Ibid.* at [94].

(67) *Ibid.* at [100].

(68) *Ibid.* at [101].

る。

他方、反対意見についても一瞥しておきたい。反対意見も、そもそも国会主権の原理は認めている。しかし、だからといって、イギリスがEUを脱退するに先立って国会が制定法の立法を行わなければならないということが求められる訳ではないという。その理由は、1972年法がEU法に国内効力を付与するについては「条件的」な前提があるからであるという。1972年法の文言に鑑みれば、「1972年法の下で、国会が国内法上EU法に対して与えている効力は、連合王国へのEU諸条約の適用、それはすなわち連合王国がEUの構成国であることを本来的に条件としている⁽⁶⁹⁾」、と述べられている。

このような見解の前提とされているのは、イギリスにおけるEU法の効力は1972年法に依拠しているが、1972年法は「憲法的性格」を有していない、あくまでも通常の立法であるという認識であると思われる。「連合王国におけるEU法の効力は、完全に1972年法に依拠しており、法源の承認について決定する根本的なルールは変更されていないし、50条の下でなされる通告によって変更されることもない⁽⁷⁰⁾」。

そして、「1972年法は、連合王国のEU構成国としての地位についてなんらの要件も課しておらず、いかなる意思も表明していない。それゆえ、同法が連合王国の構成国としての地位に関する王冠の大権行使に影響を与えることはない⁽⁷¹⁾」、という結論となる。

併せて、反対意見のうちには、イギリス憲法上根本的な原理として「対議会責任」(Parliamentary accountability)という方法で「執行府は、国際法分野をも含めてその大権行使について国会に対する説明責任を負う」も

(69) *Ibid.* at [177] by Lord Reed.

(70) *Ibid.*

(71) *Ibid.*

のである以上、⁽⁷²⁾ 実体論として国会の関与が制度上も担保されうるという判断があることを見て取れる。

2-5. レファレンダム

そもそもブレグジットを決めたのがレファレンダムであったこと、更に一般的に言えば近時のイギリスにおいて国家のありようの根幹に関わる諸問題に際して、レファレンダムが多用されていることについては、あらためて指摘するまでもないであろう。本件との関わりでいえば、政治的主権者の意思の表明がレファレンダムによって示されたのであるから、かくして調達された直接的な民主的正統性を根拠に大臣が国会の介入を待たずに当該民意をEUに通告することができるのではないかというような言辭が存在していた。以上のような一般的あるいは個別の事情からであろうか、⁽⁷³⁾ 法廷意見はレファレンダムについても一定の見解を示している。近時および近未来のイギリス憲法制度にとっての当該問題の重要性に鑑み、この点についても最高裁の説示を一瞥しておきたい。

法廷意見は、「レファレンダムは連合王国の憲法的実践において、相対的に新しい特徴である」としつつ、1975年のEECへの残留、2011年の国会の選挙制度、2016年のEU加盟国としての地位を挙げ、また地域的なものとしてスコットランド、ウェールズおよび北アイルランドへの分権、スコットランド独立等の事例を⁽⁷³⁾ 列挙している。そして、いずれのレファレンダムの効果についても、当該レファレンダムについての根拠法が定める条件に拠るものであったことを指摘する。更に、レファレンダムを根拠づける立法は、通例、投票結果の帰趨については規定しない傾向にあるが、その結果を受けて法を変更する場合については、根拠法は但書のなかで多数

(72) *Ibid.* at [249] by Lord Carnwath.

(73) *Ibid.* at [117].

によって承認されなければ実施されない旨を規定することができると述べている。⁽⁷⁴⁾

ECないしEUの構成国としての地位についての民意を問うレファレンダムの各根拠法は1975年法（Referendum Act 1975）と2015年法（European Union Referendum Act 2015）であった。両法律は共に、投票結果の効果如何についての規定を有していなかった。1975年法に基づいて行われたレファレンダムについては諮問的なものであるとの当時の政府説明があったが、それに対して2015年法については見解が分かっていた。⁽⁷⁵⁾ とはいえ、この点は政府の立場を代弁する「政治的意図」の宣言に過ぎず、「国会の立場の表明ではない」というのが最高裁判所の評価である。⁽⁷⁶⁾ そして、本件のようにレファレンダムの結果の履行が国法の変更を必然とし、当該レファレンダムの根拠となる制定法が国法の変更について規定していない場合には、当該法の変更は「連合王国憲法が認める唯一の方法すなわち国会による立法を通じて行われなければならない」、⁽⁷⁷⁾ という点が重ねて論じられている。そして、その法律がいかなる形式をとるべきかであるのかという問題は、完全に国会の専管事項である。⁽⁷⁸⁾ したがって、2016年のレファレンダムは、立法なしに連合王国がEUから脱退することを大臣に認めるといような方法で法を変更するものではなかったとの評価が下されている。⁽⁷⁹⁾

この点を傍証するためであろう。法廷意見は国会での議論とそれに対す

(74) *Ibid.* at [118].

(75) 閣内が残留派と離脱派とで分断されており、統一見解を示しえなかったからである。

(76) *Miller, op.cit.*, n. 1 at [119].

(77) *Ibid.* at [121].

(78) *Ibid.* at [122].

(79) *Ibid.* at [124].

る大臣答弁を報告書から引用している。そして穿った見方なのかもしれないが、この点は近時レファレンダムを多用する憲法制度上のパートナーである政治部門（国会および内閣）に対する警句を発するとともに、憲法問題に関わる法の領域と政治の領域を画定するための判断として、特定争点についてのレファレンダムによって直接的な民意を調達したとしても、国会ないし法律というフィルターを通さない場合には法的に有効な主権的決定だとはみなされないという確認をも兼ねているのかもしれない。それぞれ引用しておこう。「国会主権のゆえに、連合王国ではレファレンダムは法的拘束力を持ちえず、それゆえに諮問的なものである。しかしながら、国会にとっては世論の明確な表明を無視することは困難であろう⁽⁸⁰⁾」。そしてこれに対しては、以下のような応答がなされている。「政府はこの勧告に同意する。連合王国の憲法的仕組の下ではレファレンダムの結果に対して対応するか否かを決定しなければならないのは国会である⁽⁸¹⁾」。

なお、イギリスにおけるレファレンダムの従前の運用およびそれが原理的にどのような憲法上の含意を持ちうるのか等については、今後の検討課題としたい。

3. 小括

本判決の法廷意見によって示された論点について、イギリスが最終的に本当にEUを脱退するという前提で整理すれば以下のようになるか。

まず確認しておくべきであると思われるのは、イギリス国内法とEU法との整合性を確保するための永年にわたる裁判所の苦闘が、この判決の示

(80) 12 th Report of Session 2009-10 of House of Lords Select Committee on the Constitution (*Referendums in the United Kingdom*) para 197.

(81) 4 th Report of Session, 2010-11 of House of Lords Select Committee on the Constitution (*Referendums in the United Kingdom*) para 12.

した理屈に基づいて終了したことが宣言されたことである。さらに、この点に付随して、従前なされてきた議論がある意味での辻褃あわせであったことをイギリスの裁判所が公式に認めたものがこの判決であるとの評価も可能であるように思われる。

EU 法がまったく新しい国内法源であったことおよびその喪失が根本的な法の変動を意味するがゆえに、それをなしうるのは国会のみであるとの説明は、⁽⁸²⁾ おそらく従来までの議論に鑑みればこの判決が打ちだした新機軸である。⁽⁸³⁾ EU 法が国内的効力を有するのみならず国内法に優位するのは 1972 年法がそのように規定しているからであって、主権的な国会は自らの意思によっていつなときでも EU を脱退することが可能であり、それゆえこの法律を廃止することができるという抽象的理屈を振り回すのが従来の典型的な国会主権の原理に基づく説明であった。⁽⁸⁴⁾ このような前提は維持しつつも、EU 法についての新たな分析をそれに積み重ねることによって、最高裁判所は国会主権の原理に新たな要素を加味したと言えるのではないだろうか。EU からの脱退を決めた場合というかつての空理空論の前提だった命題がいざ現実に実行されるという段になって、では実際に脱退するとして現行のイギリス実定法制度の下で「憲法上の要件」を満たすためにはどのような手続が必要となるのかが問われたのが本件は、おそらくそのための絶好の機会であった。

従前、イギリス法内在了的な観点からは、二元主義の下で二者択一的に EU 法と国内法のいずれが優位するのかを論理必然的に決めることを求め

(82) *Miller*, op.cit. n. 1 at [80-83].

(83) 「EU 法についての概念化が、この判決の最も衝撃的な点であった」との指摘もある。Jo Erick Khushal Mrekens, op.cit, n. 58, p. 686.

(84) その意味で、裁判所による従前の議論に対して相対的に忠実であるのは、むしろ反対意見の側であるというのが筆者の意見である。

られてきたはずであった。ところが、このようなアプローチによっては、最高裁判所がいうところの1972年法の最大の特徴である従来存在しなかった新たな性質を有する国内的法源が創設されたという事実、就中、主権的立法者である国会が制定した法律よりも優位する実定規範の存在という法的事態を、国会主権原理と整合性を保ちつつ適確に説明することはできない。これに対して、この判決は、EU法体系が1972年法という「導管」を通じて国内法体系と繋がっているというイメージを提示することによって、国会主権原理から派生する厳格な二元主義にとらわれることを避けつつ、現実の法的実態に即した説明を可能にしたという評価がある。⁽⁸⁵⁾⁽⁸⁶⁾

併せて、このような立論は、憲法によって創設された通常の「統治」と憲法そのものを構成する権力である「主権」との区別を示唆するものであるという指摘もある。⁽⁸⁷⁾ 具体的には、「EU法は通常法（統治）のレベルで優越性を有するのに対して、それによって憲法秩序（主権）のあり方の根本（fundamentals of constitutional order）が変更されていない」という訳である。⁽⁸⁸⁾ そうだとすると、この判決は国会が有する2つのアイデンティティすなわち憲法構成的権限（constitutional authority）の主体としての国会と一般規範の創設者（legislator）としての国会という2側面を理論化したものであるということになる。⁽⁸⁹⁾

(85) Thomas Poole, 'Devotion to Legalism: On the Brexit Case', *MLR*, op.cit, n. 58 p. 701.

(86) Nicholas Aroney, *R (Miller) v Secretary of State for Exiting the European Union: Three Competing Syllogisms*, *MLR*, Ibid., p. 727 も以下のように述べる。「連合王国における国内法と国際条約法との間の伝統的な二元主義についての難問を、連合王国がEUの構成国であることがEU条約と法制定機関を新たな国内法の法源とし、連合王国の国内法秩序の不可欠な構成要素としていたと論じることによって、最高裁判所の多数意見は迂回した」。

(87) Thomas Poole, op.cit, n. 85 p. 702.

(88) Ibid, p. 703.

いずれにせよ、ブレグジットという国家のあり方の根幹が問われる状況の下で、この国の最高裁判所は、ミラー判決を通じて、国会主権の原理そして国王大権というイギリスにおける中核的な憲法原理を確認しつつ、二元主義というある種形式的な法の存在構造をそれなりに活用して当該事態の法的状況説明を行うという役割を果たしたものとみえる。

むすびにかえて

ブレグジットという政治的、経済的ないし社会的な大事件の出来をもたらして、憲法に関わっては国会主権と国王大権という制度の中核的な原理をめぐる概念の交錯と衝突について裁判所において大騒ぎを経た挙句、しかし、国会は2017年ヨーロッパ連合（脱退の通知）法（The European Union (Notification of Withdrawal) Act 2017）という極めて淡白な法律を何事もなかったかのようにあっさりと制定した。

イギリス法上、司法権が果たすべき役割として考えられているものに、憲法上の論争について裁判をする憲法判断（constitutional adjudication）がある。それは法としての憲法と憲法政治との境界線を引く作用である。このような作用とは、当然のことながら憲法を変更することではない。「裁判所は、自らの役割と古い諸原理を新たな筋書きへと繋げなければならず、当該任務は必然的に既存の憲法の諸要素を再編することとなる」のだが、この判決を下すに際して裁判所はまさにそのような役割を演じたという評価がある。⁽⁹⁰⁾国会の放縦の後仕末は裁判所の役目ということだろうか。

巷間しばしば離婚に例えられるブレグジットであるが、本判決についての理解もこの譬に倣うとすれば以下のように言えるのかもしれない。決して円満とはいえないながらもそれなりに維持されている夫婦関係の継続中

(89) Ibid.

(90) Ibid. p. 706.

には、ちらほらと匂わせてはいたが、決して明言はできず、かといって自らのアイデンティティの根幹に関わるがゆえに放棄ないし縮減することを公にできずいた自己の人格の本質（国会主権）を、離婚が成立することが確定したことを契機に、自分が如何に首尾一貫して配偶者としての義務を自分なりの作法で履行し続け、なおかつ相手（EU）に合わせて適切な妥協を重ね続けてきたのかを大々的に言い募ったものだとの評価が、この判決についてはできるようなにも思われる。破綻せずに継続している個別の婚姻関係（EU 構成各国）にあつては、この人格の本質の根幹（主権）の一部について移譲することを、相手（EU）に対して永続的な愛と共に生きていく決意とを誓う旨の宣誓として一定の要式行為（憲法典の改正）に基づいて実際に行われてきたのであるから。⁽⁹¹⁾

そもそも、EU に由来する権利・義務あるいはそれをも含めた EU 法体系が1972年法を介して係留されているに過ぎないイギリス国内法上の法源であるという理解を原理的な主張として EU 法制は決して受け容れないであろう。

他方、ヨーロッパの経験とそれにともなって生じた国法体系の変容を、イギリス最高裁判所は伝統的な憲法原理に基づいて、自己完結的に総括した。このような「歴史的出来事」によってイギリス憲法制度が彫琢されるのであるとすれば、⁽⁹²⁾ 1972年から2017年までの期間の憲法的出来事も過ぎてしまえば、イギリス憲法の歴史的発展に寄与した1つのエピソードになるのであろう。

判決文の最後の部分で、反対意見を述べた Lord Hughes は次のように指摘している。「我々の前でなされた様々な議論から明らかになったの

(91) それでも、もちろん離婚はありうる。なお、以上はあくまで、粗雑で不正確な比喩である。

(92) *Miller*, op.cit. n. 1 at [40].

は、ミラー上訴の結果如何にかかわらず、連合王国のEUからの脱退に際しては、現在1972年法を経由して効力を有している諸々の法的ルールについて処理するための立法上のプログラムが国会に求められることである」。このような国内法レベルでの対応については、既述の通り、目下イギリス国会で2017-2019年ヨーロッパ連合（脱退）法案の審議が行われている最中である。

他方、国際的レベルでは、そのようなイギリス国内での法的解決と不即不離な関係として、どのような内容の合意に基づいて脱退の協定が策定されるのかという問題がある。ヨーロッパで何が決定され、どのような法的措置がとられるかから、ブレグジットによってイギリス国内法制にどのような変化あるいは退行が生じることとなるのかを理解することが、各法分野でイギリスを準拠国とする研究者にとっての新たな課題となるのであろう。本稿も、そのような本当に生産的であるのか否か確信のもてない、ささやかな試みの1つである。

付記：本稿は科学研究費補助金（基盤（B）イギリス憲法の「現代化」と比較憲法モデル構築のための総合的研究（研究代表者・柳井健一：課題番号：15H03292）に基づく成果の一部である。

Reincarnation of Parliamentary Sovereignty:
The Supreme Court on *Miller*

Kenichi YANAI

On 24 Jan 2017, the Supreme Court judgment on *Miller* declared that Parliament has a constitutional right for its voice to be heard prior to the triggering of Article 50 for the UK's withdrawal from European Union. In this judgment two major legal issue were consistently parliamentary sovereignty and royal prerogative.

Miller judgment, although minutely re-examined these two fundamental constitutional concepts, the most important factor which lead the majority opinion to the conclusion abovementioned was understanding of EU legal system in UK law. In other words, majority opinion in *Miller* innovated the new concept on sources of UK law in hindsight.

This article traces how the Supreme Court elaborated legal explanation about the UK's membership of European Union era.